

お客様各位

巢鴨信用金庫

「ATM」・「インターネットバンキング」即時振込の取扱時間拡大に伴う各種規定の改定について

当金庫では、全銀システム等の稼働時間拡大（24時間365日稼働化）に伴い、2018年10月9日（火）午後から、本支店・他金融機関あての即時振込の取扱時間を拡大します。

つきましては、下記のとおり各種規定を改定し、改定日以降につきましては改定後の規定によりお取扱いいたしますのでよろしくお願い致します。

記

1. 改定日

2018年10月9日（火）

2. 改定内容

(1) 振込規定

新	旧
4. 振込通知の発信 (1) (略) (2) 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受け付けた場合には、前項の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の当日に振込通知を発信します。 <u>ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。</u> また、文書扱いのときは依頼日の翌営業日以後3営業日以内に振込通知を発信します。	4. 振込通知の発信 (1) (略) (2) 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受け付けた場合には、前項の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の翌営業日に、また、文書扱いのときは依頼日の翌営業日以後3営業日以内に振込通知を発信します。

(下線部を改定)

※ 振込規定の全文については[こちら](#)をご覧ください。

(2) すがもパーソナルWEB利用規定

新	旧
第5条 資金移動 2. 指定日 振込・振替依頼の発信は、原則としてお客様が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。 <u>ただし、振込先の金融機関の状況等により、指定日の翌営業日に振込・振替依頼を発信することもあります。</u>	第5条 資金移動 2. 指定日 振込・振替依頼の発信は、原則としてお客様が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。 ただし、依頼日が指定日となる場合で、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎているとき、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるときは、翌営業日扱いとし、当金庫所定の翌金融機関窓口営業日（以下「翌営業日」といいます）に入金指定口座に振込・振替を行います。

(下線部を改定)

※ すがもパーソナルWEB利用規定の全文については[こちら](#)をご覧ください。

(3) 共通取引規定

新	旧
<p>9. (反社会的勢力との取引拒絶) 預金口座は、第 11 条第 3 項第 1 号、第 2 号アからカおよび第 3 号アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの条項の一つでも該当する場合には、当金庫は預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p><u>10. (利用停止等)</u> 当金庫は、当金庫が預金口座が本規定の定める各条項のいずれかに違反して利用している可能性がある<u>と判断した場合、または通例の利用目的と異なる目的で使用している可能性がある</u>と判断した場合には、お客様への事前の通知なく一時的に預金口座の利用を停止させていただきます。</p> <p>11. (解約等) 12. (通知等) 13. (保険事故発生時における預金者からの相殺) 14. (休眠預金等活用法に関する規定) 15. (規定の変更)</p>	<p>9. (反社会的勢力との取引拒絶) 預金口座は、第 10 条第 3 項第 1 号、第 2 号アからカおよび第 3 号アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの条項の一つでも該当する場合には、当金庫は預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>追加</p> <p>10 (解約等) 11. (通知等) 12. (保険事故発生時における預金者からの相殺) 13. (休眠預金等活用法に関する規定) 14. (規定の変更)</p>

(下線部を改定)

※ 共通取引規定の全文については[こちら](#)をご覧ください。

(4) 当座勘定規定

新	旧
<p>第 7 条 (手形、小切手、当座預金キャッシュカードによる支払) (1) (略) (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手あるいは当座預金キャッシュカードを使用してください。なお、当座預金キャッシュカードの取扱方法については、この本規定による他、<u>「すがもキャッシュカード規定 (個人用)」</u>、または<u>「すがも法人キャッシュカード規定」</u>により取扱います。</p> <p>第 2 3 条 (反社会的勢力との取引拒絶) この当座勘定は、第 2 5 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第 2 5 条第 2 項各号の一にでも該当する場合には</u>、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p><u>第 2 4 条 (利用停止等)</u> 当金庫は、当金庫が当座勘定が本規定の定める各条項のいずれかに違反して利用している可能性がある<u>と判断した場合、または通例の利用目的と異なる目的で使用している可能性がある</u>と判断した場合には、お客様への事前の通知なく一時的に預金口座の利用を停止させていただきます。</p>	<p>第 7 条 (手形、小切手、当座預金キャッシュカードによる支払) (1) (略) (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手あるいは当座預金キャッシュカードを使用してください。なお、当座預金キャッシュカードの取扱方法については、この本規定による他、別冊「すがもキャッシュカード規定集 (当座預金キャッシュカード規定)」により取扱います。</p> <p>第 2 3 条 (反社会的勢力との取引拒絶) この当座勘定は、第 2 4 条第 2 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 2 4 条第 2 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一つでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします</p> <p>追加</p>

(下線部を改定)

(4) 当座勘定規定

新	旧
<p>第25条 (解約等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合</p> <p><u>ア.</u> 暴力的な要求行為</p> <p><u>イ.</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p><u>ウ.</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p><u>エ.</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p><u>オ.</u> その他前項各号に準ずる行為</p> <p>第26条 (取引終了後の処理)</p> <p>第27条 (手形交換所規則による取扱い)</p> <p>第28条 (個人信用情報センターへの登録)</p> <p>第29条 (成年後見人等の届出)</p> <p>第30条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>	<p>第24条 (解約等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ① (略)</p> <p>②</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前項各号に準ずる行為</p> <p>第25条 (取引終了後の処理)</p> <p>第26条 (手形交換所規則による取扱い)</p> <p>第27条 (個人信用情報センターへの登録)</p> <p>第28条 (成年後見人等の届出)</p> <p>第29条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>

(下線部を改定)

※ 当座勘定規定の全文については[こちら](#)をご覧ください。

(5) 当座勘定規定 (専用約束手形口用)

新	旧
<p>第20条 (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この当座勘定は、第22条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第22条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p><u>第21条 (利用停止等)</u></p> <p><u>当金庫は、当金庫が当座勘定が本規定の定める各条項のいずれかに違反して利用している可能性がある</u>と判断した場合、<u>または通例の利用目的と異なる目的で使用している可能性がある</u>と判断した場合には、<u>お客様への事前の通知なく一時的に預金口座の利用を停止させていただくことがあります。</u></p>	<p>第20条 (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この当座勘定は、第21条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第21条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p>追加</p>

(下線部を改定)

(5) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

新	旧
第22条（解約等） （1）（略） （2）①（略） ②（略） ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合 ア. 暴力的な要求行為 イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為 ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 オ. その他前項各号に準ずる行為	第21条（解約等） （1）（略） （2）①（略） ②（略） ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他前項各号に準ずる行為
第23条（取引終了後の処理）	第22条（取引終了後の処理）
第24条（手形交換所規則による取扱い）	第23条（手形交換所規則による取扱い）
第25条（個人信用情報センターへの登録）	第24条（個人信用情報センターへの登録）
第26条（成年後見人等の届出）	第25条（成年後見人等の届出）
第27条（保険事故発生時における預金者からの相殺）	第26条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（下線部を改定）

以上

※ 当座勘定規定（専用約束手形口用）の全文については[こちら](#)をご覧ください。